

国への要望書

宮城県市長会 要望内容と提出先

要望事項	提出先	頁	総務大臣	法務大臣	財務大臣	文部科学大臣	厚生労働大臣	農林水産大臣	国土交通大臣	防衛大臣	内閣府特命担当大臣 (マイナンバー制度)	内閣府特命担当大臣 (経済財政政策)	内閣府特命担当大臣 (地方創生)
会計年度任用職員制度の施行に伴う財政措置について		1	○										
消費税率引上げによる市民生活への影響緩和について		2			○							○	
地方創生の取組強化に向けた支援について		3	○										○
SDGsの推進に係る支援について		4	○										○
無人航空機の導入等に係る支援について		5							○				
公共事業関係費の確実な確保について		6			○				○				
社会保障・税番号制度の円滑な運用等と財政措置について		7	○		○	○	○		○		○		
公共施設等適正管理推進事業債の措置期間の延長について		8	○										
ゴルフ場利用税の現行制度継続について		9	○										
償却資産に対する固定資産税に係る特例措置について		10			○								
国が委嘱する職の人材確保に向けた支援について		11	○	○			○						
過疎地域に対する支援の継続について		12	○										
地上デジタルテレビ放送視聴に係る維持管理等補助制度の創設について		13	○										
松島基地周辺対策の促進について		14								○			
地域医療の充実について		15	○		○		○						
生活困窮者自立支援法関係予算の充実について		17					○						
国民健康保険制度の改善強化について		18					○						
介護保険制度の充実について		20					○						
医療費助成制度の充実強化について		21					○						
放課後児童クラブの施設整備に対する財政支援について		22					○		○				
運転免許の自主返納等に伴う高齢者の移動手段確保に係る支援について		23							○				
学校施設の整備に係る財源の確保について		24				○							
学校のICT環境整備に係る財政措置について		25				○							
学校教育指導体制の充実について		26				○							
特別支援教育の充実について		27				○							
農林水産業におけるTPP対策について		28						○					
強い農業づくりに向けた予算確保について		29						○					
水産物の輸入規制措置の解除について		30						○					
水産都市における諸課題への対応について		31						○					
航空機燃料譲与税の交付額の拡充について		33							○				
県内基幹交通網の整備について		34							○				
みやぎ県北高速幹線道路の早期整備について		36							○				
三陸沿岸部の道路交通網の整備について		37							○				
仙台北部道路の整備促進について		38							○				
仙台空港と東北縦貫自動車道を結ぶ緊急輸送路の整備について		39							○				
白石・角田・山元間の広域的な幹線道路の整備促進について		40							○				
国道349号の整備促進について		41							○				
国道4号・6号交差点改良整備促進について		42							○				
自転車利用環境の整備に係る補助制度の創設等について		43							○				
仙台塩釜港(石巻港区)の早期復興・整備促進について		44							○				
一級河川迫川流域に係る総合的な治水対策事業等の実現について		45							○				
水道事業に対する財政支援の拡充等について		46					○						
下水道施設の改築に対する国費負担の継続について		47							○				
下水道事業高資本対策費の対象要件の見直しについて		48	○						○				
危険ブロック塀等の撤去に向けた関係予算の拡充について		49				○			○				

国への要望

※網掛は今回新たに要望する事項及び趣旨を新たにし要望する事項

会計年度任用職員制度の施行に伴う財政措置について

平成 29 年 5 月の地方公務員法及び地方自治法の改正に伴い、会計年度任用職員制度が創設された。この改正は、地方自治体の臨時・非常勤職員の任用の適正化を図るものであるが、月額給与・報酬のほか、新たに常勤職員の取扱いとの権衡等を踏まえて期末手当の支給が可能となるなど、厳しい財政状況にある地方自治体にとって、大きな負担となるものと予想されているところである。

このような中、各自治体においては、令和 2 年 4 月の施行に向け、制度導入の準備を進めているが、国からは、平成 29 年 8 月 23 日付け通知において「地方財政措置についても適切に検討を進めていく予定」とされているものの、平成 30 年 10 月 18 日付け通知においても、未だその具体的な内容は示されておらず、各自治体の制度設計に影響が生じている状況である。

よって、国は、各自治体が法改正の趣旨に則った適切な対応を進められるよう、早期に地方財政措置の詳細を示すとともに、十分な財政措置を講ずるよう要望する。

消費税率引上げによる市民生活への影響緩和について

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」により、令和元年10月1日から、消費税率が8%から10%へ引き上げられる。

国は、消費税率引上げに伴う低所得者対策として、軽減税率制度を実施するほか、消費税率引き上げによる経済への影響の平準化に向けて、中小小売業等に関する消費者へのポイント還元や低所得者・子育て世帯向けプレミアム付商品券など様々な施策を実施することで、経済の回復基調に影響を及ぼさないよう全力で対応するとしている。

しかしながら、過去の例から、税率引上げによる消費の落ち込みが懸念され、これに伴う景気の低迷が心配されるほか、各自治体においても消費が低迷し、市民生活や地元企業へ悪影響を及ぼすことが懸念される。

よって、国は、消費税率引上げへの様々な対応について、臨時・特例の措置ではなく、地方経済を下支えするための支援として、恒常的に実施するよう要望する。

地方創生の取組強化に向けた支援について

地方版総合戦略に基づく地方自治体の自主的・主体的で先導的な事業を支援するため、地方創生推進交付金制度が創設され、各自治体においては、創意工夫を活かした施策に鋭意取り組んでいるところである。

しかしながら、当該交付金の支援期間は3～5か年度以内と限られており、地方版総合戦略に基づく事業は、中長期的に継続して実施する必要があることから、当該事業を今後着実に実行するためには、長期的な国の財政支援が必要である。

一方、国では、大都市に集中する地方法人課税の新たな偏在是正策として法人事業税収の一部を国税化し、大都市から地方へ4,200億円を再配分する方針が示され、令和2年度の地方財政対策から反映される見通しとなっている。

よって、国は、自治体が地域の実情に応じて自主的・主体的に、継続して地方創生に取り組むことができるよう、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 地方創生については、中長期的視点に立って取り組む必要があることから、地方創生推進交付金の支援期間の延長等、長期的かつ十分な財政措置を講じること。
- 2 地方創生の取組のさらなる強化策として、新たな偏在是正策による税収の地方への再配分について、子育て分野や教育分野をはじめとした地方の課題解決や、地方創生の取組に幅広く活用できるよう、新たな支援制度を創設すること。

SDGsの推進に係る支援について

2015年の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」は、2030年を期限とした国際社会全体の開発目標である。

国においても持続可能な開発目標（SDGs）推進本部を設置し、実施指針を決定するとともに、SDGsの手法で地方創生を促進するため、「まち・ひと・しごと創生基本方針2017」の中に、地方公共団体におけるSDGsの推進が新たに盛り込まれ、自治体のSDGs達成に向けた取組が支援されることになった。

しかしながら、地方自治体のSDGsに対する認知度は、決して高いものではないといわれており、国は、2018年6月には、経済・社会・環境の3側面における新しい価値創出を通してSDGs実現のポテンシャルが高い国内29自治体を「SDGs未来都市」として公募選定し、そのうち、特に先導的な取組を行う10自治体を「自治体SDGsモデル事業」として選定し、財政支援をすることで全国的に普及展開していくことを目指している。

よって、国は、自治体におけるSDGsの達成に向けた取組の拡大のためモデル事業のみならず、SDGs未来都市に対しても経緯を踏まえて、特段の財政措置を講じるよう要望する。

記

- 1 国の各省庁が措置している、地方創生、SDGsに資する補助事業の補助率を上げること。
- 2 SDGs未来都市に選定された自治体においても地方創生におけるSDGsの取組を積極的に推進するため、新たな補助制度を創設すること。
- 3 SDGsが広く国内及び自治体に普及啓発されるよう広報活動を充実させること。

無人航空機の導入等に係る支援について

平成 28 年の熊本地震や平成 29 年 7 月の九州北部豪雨では、無人航空機（通称「ドローン」）による行方不明者の捜索や被害状況の確認が行われるなど、災害時における活用が始まっている。

さらに、近年の技術革新等を背景として、ドローンによる空撮や農薬散布等の業務への活用が広がりつつあり、また、機体性能の向上に伴い、物流での活用可能性を模索する動きも出てきている。

国土交通省では、物流分野においてドローンを使った荷物配送を可能とすることを目指し、安全確保を前提としつつも事業化に向けた実証実験等を進めている。

山間部や離島などの条件不利地域においては、災害時における被災状況の把握はもちろんのこと、平常時の物流等においても活用可能となれば、移動や輸送に時間を費やす地域において、社会的課題の解決に活用できる可能性が期待される。しかしながら、防災関連事業におけるドローン整備に関しては、消防庁による財政措置が講じられているものの、物流等への活用のための整備については、支援措置がないことから、導入に際し自治体の負担は大きい。

よって、国は、災害時のみならず物流分野を含む平常時の活用により、条件不利地域における住民の安全安心、利便性の向上に寄与することができるよう、ドローン整備や操縦者の育成等に財政措置を講じるよう要望する。

公共事業関係費の確実な確保について

国及び県支出金により実施する公共事業については、交付額が当初予算計上額から大幅に減額された場合、事業縮小や事業延期等に伴う議会及び地域住民への理由説明や事業計画の変更、事業執行のための一般財源の拠出等、市においてさまざまな対応をせざるを得ない状況となっている。

国の公共事業関係費は、平成 22 年度予算編成において大幅に削減されて以降、当初予算ベースでは 5 兆円規模の極めて低い水準で推移している。全国各地で毎年のように水害などの災害が発生するなか、今後、東日本大震災からの復興を加速させ、国土強靱化の確実かつ計画的な遂行、老朽化する道路ストック・農業水利施設等の適切な維持管理並びに予防的・計画的修繕を実施していくためには、十分な財源を継続的に確保していかなければならない。また、地域の建設業は、社会資本の整備や災害時の緊急対応及び復旧を行うほか、地域雇用を支える産業として重要な役割を担っており、建設業の活性化及び健全な発展による地域の活力維持や安全・安心の確保といった観点からも補正予算も含めた公共事業関係予算の長期的・安定的な確保が必要となっている。

よって、国は、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 国土強靱化施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、公共事業関係費を当初予算ベースで平成 21 年度以前の 7～8 兆円規模に回復させ長期的・安定的に確保すること。
- 2 地域の多様なニーズに対応するため経済対策としての使途を限定しない補正予算を編成し、地方創生のためにも事業を推進すること。
- 3 災害に強い道路の構築など事前防災・減災対策を強力に推進するとともに、急速に老朽化が進行する道路施設等の予防的、計画的な修繕のために、老朽化対策費用について別枠で予算を確保すること。
- 4 毎年のように発生する豪雨水害に対応するため、排水機場のポンプ能力増強等による排水体制の強化や、総合的な排水機能を強化し、関連する河川について整備促進を図ること。また、河川整備計画の全県的な見直しを進め、適正な河川の維持管理・点検を実施し、河川の再度災害防止と水害常襲河川の解消に向け、災害に強い川づくり緊急対策事業の推進を図ること。
- 5 予算概算決定等を公表する際に市への予算配分の目安を公表すること。

社会保障・税番号制度の運用等に係る財政措置について

社会保障・税番号制度の導入及び運用に係る財政措置については、平成 26 年度から平成 28 年度までの措置として社会保障・税番号制度システム整備費補助金が創設されたが、当該補助金は、対象システムや経費の範囲が限定されていたため、当該制度の影響により改修を余儀なくされたシステムであっても補助対象外となるケースや、自治体の規模、システムの類型別に上限額が設定されていたことにより所要額が補助限度額に収まらないケースが生じ、各自治体において多額の財政負担が生じている。

また、転入者の保育料算定に必要な前住所地の住民税情報の取得など円滑な事業遂行のため、子ども子育て支援システムの整備が必要となるが、社会保障・税制番号制度への対応のためのシステム整備等が補助対象となっておらず、自治体に財政負担が生じている。

さらに、情報セキュリティ対策について、情報セキュリティ強化対策費補助金が措置されたところであるが、社会保障・税番号制度システム整備費補助金と同様に、所要額が補助限度額に収まらず、多額の財政負担が生じている。

よって、国は、社会保障・税番号制度の運用及び情報セキュリティ対策の確保のため、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 社会保障・税番号制度の運用に起因するシステム改修については、全額国庫補助とすること。
- 2 子ども子育て支援システムを社会保障・税制番号制度システム整備費補助金の対象システムとし、平成 27 年度からのシステム改修等の経費に対して、各自治体の実情に応じた基準額で遡及適用すること。
- 3 情報セキュリティ対策については国の責任において万全の対策を講じ、自治体に新たな財政負担が生じることのないよう十分な財政措置を講じること

公共施設等適正管理推進事業債の措置期間の延長について

公共施設の老朽化の状況や人口減少・少子高齢化等の現状を踏まえ、公共施設の最適配置を実現していくためには、公共施設の集約化・複合化や転用を進めていくことが重要であり、これらの取組を後押しするため、対象期間を平成27年度から3年間とした新たな地方債（公共施設最適化事業債）が創設された。

その後、公共施設等の集約化・複合化、老朽化対策等を推進し、その適正配置を図るため、公共施設最適化事業債を再編し、長寿命化対策、コンパクトシティの推進（立地適正化）及び熊本地震の被害状況を踏まえた庁舎機能の確保（市町村役場機能緊急保全）に係る事業を追加するなどの内容を拡充した「公共施設等適正管理推進事業債」が、平成29年度から令和3年度を対象期間として創設されており、平成30年度には、長寿命化事業において対象施設を追加する等、地方財政措置の拡充がなされたところである。

各自治体は、公共施設等の全体を把握し、長期的視点に立って公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うため、平成28年度までに公共施設等総合管理計画を策定し、さらに同計画に基づき、個別施設毎の具体的な対応方針を定めるため、平成32年度までに「個別施設計画」の策定が求められており、「公共施設等適正管理推進事業債」の対象事業とするためには、「個別施設計画」に位置付けなければならない。

しかしながら、「個別施設計画」の策定後の公共施設等の更新・統廃合・長寿命化の実施については、多くの時間と費用を要すると見込まれることから、国は、各自治体の現況を鑑み、令和3年度までとなっている公共施設等適正管理推進事業債の措置期間の延長等、公共施設等の適正管理の推進における必要かつ十分な財政措置を講じるよう要望する。

ゴルフ場利用税の現行制度継続について

ゴルフ場利用税は、地方税法第75条に規定される地方税である。その税収の7割が、ゴルフ場所在の市町村にゴルフ場利用税交付金として交付されている。平成31年度与党税制改正大綱において、「ゴルフ場利用税については、今後長期的に検討する。」とされている。

しかしながら、ゴルフ場利用税は、所在地方公共団体運営の財源となっており、ゴルフ場利用税が廃止されれば、ゴルフ場へのアクセス道路の維持、廃棄物の環境対策などゴルフ場関連の様々な行政サービスの低下が想定される。

よって、国は、地方の貴重な財源を確保するため、将来にわたって同税の現行制度の堅持を要望する。

償却資産に対する固定資産税に係る特例措置について

償却資産に対する固定資産税については、「地方税法等の一部を改正する法律」において、現行制度が堅持されたものの、生産性向上特別措置法の規定により、市町村が主体的に作成した計画に基づき行われた中小企業の一定の設備投資について、時限的な特例措置が創設された。

しかしながら、償却資産に対する固定資産税は、市町村の基幹税として貴重な安定財源であることから、国は、この度の措置はあくまで今回限りの特例的なものとし、その期間の延長を行わないとともに、その減収分については確実な財政措置を講じるよう要望する。

国が委嘱する職の人材確保に向けた支援について

国においては、民生委員・児童委員、人権擁護委員、行政相談委員など地域において、社会福祉の増進のための相談業務、人権の擁護と自由人権思想の普及・高揚のための業務、行政サービスに関する苦情、行政の仕組みや手続きに関する問い合わせなどの相談業務を担う職を、市町村からの諸手続きを経た上での推薦を受け委嘱している状況にある。

これらは法制度創設後、長い歴史を経て現在に至っている職であり、委員就任者はその職設置の目的に鑑み鋭意活動を行ってきたところであるが、制度発足時とは、取り巻く社会環境が大きく変化し、認知症高齢者への対応や児童虐待、ひきこもり、いじめの問題等、さらには東日本大震災以降、地域の絆の重要性が求められており、対応すべき問題が複雑多岐にわたるとともに、多様化している状況となっている。

こうした状況下にあるものの、年齢制限等の要件もあることから、各委員の持続的な人材確保に非常に苦慮している状況にある。

よって、国は、全国的な委員の推薦事務の状況、課題を把握するとともに、持続的な人材確保を図るために、活動範囲の整理や制度及び活動の理解促進、活動費の更なる増額の検討等、活動環境の整備に向けた必要な措置を講じるよう要望する。

過疎地域に対する支援の継続について

過疎地域は、我が国の国土の過半を占め、豊かな自然や歴史・文化を有する地域であり、都市に対する食糧・水・エネルギーの供給、国土・自然環境の保全、いやしの場の提供、災害の防止、森林による地球温暖化の防止などに多大な貢献をしている。

しかしながら、過疎地域においては、多くの集落が消滅の危機に瀕するなど、極めて深刻な状況に直面している。人口減少に歯止めをかけるには、大都市から地方へ、人・企業などを分散することが重要であり、そのためにも過疎地域が安心・安全に暮らせる、活力と魅力ある地域として健全に維持されていくことが必要である。

よって、国は、令和3年3月末をもって失効する現行の「過疎地域自立促進特別措置法」の期限終了後も、過疎地域が果たしている多面的・公益的機能を今後も維持していくため、引き続き過疎地域に対して総合的かつ積極的な支援を継続し、住民の暮らしを支えていく政策を推進するため、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 継続的に過疎地域の振興が図られるよう、令和3年度以降における新たな過疎対策法を制定すること。
- 2 現行過疎法の期限終了後も、過疎市町村が取り組む事業が円滑に実施できるよう過疎対策事業債及び各種支援制度の維持を図ること。
- 3 過疎地域市町村を含む合併があった市町村において、過疎地域の振興が図られるよう現行法第33条の規定による「市町村の廃置分合等があった場合の特例」を引き続き設けること。

地上デジタルテレビ放送視聴に係る維持管理等補助制度の創設について

地上デジタル放送への移行に伴う国の支援として、共同受信施設（共聴組合）に対し、新規の施設整備と既存のアナログ設備改修を進めてきたが、既存のアナログ設備の改修では、国の補助制度上、アンテナの交換など必要最小限の改修しか認められなかったため、事業の対象外とされた既存ケーブル等が老朽化し、改修が必要な状況が生じている。

しかしながら、機器更新には多額の費用がかかることから、老朽化に伴う改修が進まない状況にある他、高齢化に伴い、共聴組合の加入世帯が減少し、維持管理費の負担増加も懸念されているところである。

また、地理的条件などから共聴施設対策や高性能アンテナ対策等の手段が講じられず、やむを得ず光回線を利用し、地上デジタルテレビ放送を視聴している世帯にあつては、毎月自己負担が発生しており、平等な情報享受の面で課題となっている。

よって、国は、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 共同受信施設の老朽化及び自然災害に伴う機器更新費用並びに維持管理費用について、補助制度を確立すること。
- 2 地理的条件などの理由から、やむを得ず自己負担により、ひかりTVを利用している世帯に対する補助制度を確立すること。

松島基地周辺対策の促進について

航空自衛隊松島基地は、ブルーインパルス及び第21飛行隊（F2戦闘機）の帰還により、現在は通常訓練に戻り、特にブルーインパルスについては、市街地上空で難度の高い訓練飛行を再開して国防の任を担っている。松島基地は、戦闘パイロットの最終訓練基地、かつ、ブルーインパルスの通常訓練基地ということで、土地利活用にも様々な制約もあり、市勢発展にも大きな影響を及ぼしている。

基地の安定使用には周辺住民の松島基地に対する理解を得ることが重要であり、周辺地域の住民は、安全と福祉、良好な生活環境を確保するための政策実施を切実に願っているところである。

よって、国は、松島基地周辺対策に関し、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 航空自衛隊松島基地の所在に伴う民生安定施設の助成事業については、今後も当該助成を活用し整備を進めたいので、補助率割合の引き上げ、社会情勢の変化・要望等に対応できる用途等の拡大（放課後児童クラブ等）、維持管理費に対する助成制度の創設及び確実な財源確保を講じること。
- 2 特定防衛施設周辺整備調整交付金について、減少が著しいことから、被災地域及び合併市町村の実情に配慮した算定方法に改めること。また、ブルーインパルスの訓練は市街地上空での低空飛行による危険度等の特殊性を考慮し、同交付金の増額を講じること。
- 3 国有提供施設等所在市町村助成交付金について、非対象資産となっている土地、建物、工作物についても対象資産に含めること。また、同交付金が固定資産税の代替的性格を持つものであることから、固定資産税に相当する交付額を確保し、増額交付すること。

地域医療の充実について

安全で安心な生活を送るためには、地域医療の充実が不可欠であり、中でも、自治体病院は地域の中心的な病院として、一般医療や救急医療等で重要な役割を担っており、地域医療に欠かせない存在である。

また、高齢化に伴う疾病構造の変化、事故や災害の多発傾向、医療技術の進歩、住民意識の変化などにより、救急医療及び高度専門医療に対する住民のニーズが拡大してきているが、医師や看護師等の医療従事者の不足が深刻化している上、本県における救急医療施設及び高度専門医療施設の設置状況は県内二次医療圏毎に見ると必ずしも十分とは言えない。各圏域内でのこれら施設の設置等だけでなく、医療法の規定に基づき、五疾病（がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病、精神疾患）や五事業（救急医療、災害時医療、へき地医療、周産期医療、小児医療）、在宅医療に対応した医療分担及び地域医療連携体制の構築が強く望まれている。

よって、国は、地域医療の充実のため、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 自治体病院の役割に鑑み、経営環境の厳しい自治体病院に対する経営安定化のため、救急医療を始めとする不採算部門への支援、公立病院特例債の復活、独自補助制度の創設等、財政支援措置を拡充すること。
- 2 現行の消費税制度において、診療報酬が非課税である反面、医薬品や医療機器等の購入に係る消費税は病院が負担することになり、病院経営に対する影響は大きいものがあるため、これに係る税制度の抜本的改正をすること。
- 3 自治体病院の経営安定化に繋がるよう地域医療に係る診療報酬体系の見直しを図ること。
- 4 平成15年度から病院事業債の繰出基準を2分の1に減じているが、自治体病院の経営安定化を図るため、3分の2に復元して地方交付税に算入する等、財政支援措置を拡充すること。
- 5 県内の二次医療圏毎に医療機関の機能分担による整備を行い、高度専門医療機能を持つ病院及び小児科・産科医師を集約化した拠点病院の整備を早期に行うとともに、救命救急センターの設置等、確実に救急患者の受け入れができる体制の確立を図ること。
また、地域の中核的病院及び災害拠点病院の整備・強化を図ること。
- 6 救急医療体制を維持・確保するため、二次救急患者の転院体制を構築するなどにより、二次救急医療体制の充実強化を図るとともに、救命救急センター運営に対する財政支援を行うなどにより、三次救急医療体制の充実強化を図ること。
また、夜間及び休日における適正受診を促すよう、更なる啓発を行うこと。
- 7 医師、看護師、薬剤師、理学療法士等の医療従事者の人員の確保及び地域偏在の是正等が図られるよう、医師派遣体制を充実させるとともに、自治医科大学等の入学定員の増員や医師に一定期間地域医療従事を義務付ける等のシステムを早急に構築する等、各種支援措置を講じること。

また、「働き方改革」が叫ばれている中、医師をはじめとする医療従事者の労働環境の整備が喫緊の課題と捉えた上で、不足している小児科・麻酔科・産婦人科等の診療科の医師や救急医の確保、医療従事者の離職防止対策、養成制度の充実・支援及び復職支援対策等、医療体制の一層の整備を図ること。

- 8 現行の医師臨床研修制度による影響分析と特定診療科目からの医師離れへの対策を講じるとともに、新専門医制度の導入により地方にバランスよく若手医師、女性医師が配置されるような仕組みを構築し、勤務医の地域偏在、診療科偏在が是正されるよう進めること。さらに、地域包括ケアを支える人材として、総合診療専門医の養成を図ること。また、医師が地方で安心して働ける環境整備への支援を行うこと。
- 9 医療が高度化、専門化する中で、高い水準の知識と技術を有する看護職員が求められ、所定の研修を受講した看護師の配置が、多くの診療報酬の要件となっているにも関わらず、地方においては研修機会が少なく、さらに研修受講のためには、長期間、遠方への研修派遣により負担を余儀なくされている現状を鑑み、地方における看護師の教育体制整備及び財政措置を含めた養成教育への支援施策について、早急を実施すること。
- 10 夜間急患センターを含む医療施設、設備等設置に要する費用について、財政措置を講じるとともに、同施設の運営に要する経費として措置されている特別交付税について、算定条件である合計診療時間を段階的なものに改め、その区分に応じた算定額とすること。
- 11 自治体病院における電子カルテシステムの整備に伴うクラウド利用料などの情報処理費用に対する繰出金の制度化と交付税措置を講じること。

生活困窮者自立支援法関係予算の充実について

平成 27 年 4 月 1 日から施行された生活困窮者自立支援事業のうち、生活困窮者が就労により自立した生活を目指す「就労準備支援事業」や生活困窮者世帯の連鎖を断ち切るための子どもの「学習支援事業」などの各種任意事業は、補助率が 3 分の 2 又は 2 分の 1 の補助事業となっている。

これらの事業は、国が 4 分の 3 を負担する必須事業である自立相談支援事業と一体的に取り組むことが必要であり、生活困窮者自立支援事業全体としての事業効果を着実に上げていくためには、国の責任において、十分な財政措置が継続して為されることが必要不可欠である。

よって、国は、任意事業については、国庫補助率を 4 分の 3 に引き上げるとともに、国の責任において継続して必要な予算措置を行うよう要望する。

国民健康保険制度の改善強化について

国民健康保険は、他の医療保険に比べて被保険者に高齢者や低所得者が多く、その財政基盤は極めて脆弱であり、高齢化の急速な進展等による医療費の増加とこれに伴う保険料（税）負担の増大等のため、その事業運営は極めて憂慮すべき状況にあり、市町村及び被保険者の負担も過重なものとなっている。

国においては、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部改正等様々な取組みを進めており、平成30年度からは都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体となり、市町村と共同で事業を運営することとなったが、新たな運営体制においても、国民健康保険制度を堅持し、安定的かつ健全な運営を図るため、直面する諸課題の解決に向けて、その責任を果たすことが求められる。

よって、国は、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 国民健康保険制度と他の医療保険制度との負担の公平化を図り、長期的に安定したものとなるよう、医療保険制度の一本化等の抜本的な改革を早期に行うこと。
なお、こうした改革が実現するまでの間、地方自治体における国民健康保険制度の安定的運営を図るため、国の定率負担引き上げにより、更なる公費負担の拡大を図る等の支援措置を講じるとともに、制度改正を行うにあたっては、地方自治体の意見を十分尊重し、新たな地方負担や保険料（税）負担を招かないよう配慮すること。
- 2 国民健康保険の運営に支障を来さないよう、震災からの復興状況、地域経済情勢、被保険者の年齢構成等、市町村の個別事情に即応した国民健康保険関係予算の措置を講じること。
- 3 被用者保険の資格得喪情報については、国民健康保険者への通報制度を確立し、市町村からの照会に対して情報提供が得られるよう配慮すること。
- 4 世帯主が後期高齢者医療制度に移行することに伴い新たに国民健康保険被保険者となる被用者保険の被扶養者であった者及び非自発的失業者等に対する保険料の軽減・減免措置に伴う財政負担については、全額財政措置を講じること。
- 5 特定健診・特定保健指導について、被保険者の健康寿命延伸のため、保健師等必要な人材確保と所要の財政措置を講じるとともに、レセプト・健診等のデータの活用等により保健事業に積極的に取り組む市町村を十分に支援するなど、保険者が行う保健事業への支援を充実すること。

- 6 地方単独事業実施に対する療養給付費負担金及び普通調整交付金減額措置を廃止すること。
- 7 各種制度改正に伴う電算システム改修経費については、地方の財政負担を招かないよう、国の責任において十分な財政措置を講ずること。
- 8 保険者支援制度及び財政安定化支援事業等に対する国庫負担の増額など、保険財政基盤強化措置を講じること。
- 9 国保料（税）の負担において、所得階層による負担率のひずみを是正するよう、制度の見直しを図ること。

介護保険制度の充実について

介護保険制度は、超高齢社会を迎える中、利用者が増加の一途を辿っていることに伴い、給付費が増大し、利用者のニーズも多様化している状況である。

このような中、市町村はこの制度を円滑に実施し、地域包括ケアシステムを構築していくため、最大限に努力しているところであるが、利用者が安心してサービスを受けられるよう、更なる制度の運営基盤の充実と一部制度の見直しが不可欠である。

よって、国は、介護保険制度のより一層の充実を図り、安定的かつ健全な運営を図るため、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 介護保険財政の健全な運営のため、将来にわたって地方自治体の財政負担が過重とならないよう、東日本大震災からの復興状況も踏まえながら、十分な財政措置を講じること。
- 2 財政支援が必要な保険者それぞれの実態を踏まえ、第一号被保険者の保険料負担が過大とならないよう、財政調整交付金について見直しを行うなど、十分な財政措置を講じること。
- 3 介護分野において、事業が継続され、事業者が質の高い人材を安定的に確保できるよう、適切な水準の介護報酬を設定するとともに、介護職員の処遇改善や負担軽減のためのICT化などの支援、介護人材の確保に向けて更なる措置を講じること。
- 4 介護サービスが適切に提供できるよう、サービス基盤の整備について、必要な財政措置を講じること。
- 5 平成27年4月から公費による低所得者の保険料軽減制度が導入されたが、給付費の増加等による保険料の上昇傾向が今後も予想されるため、低所得者の実態を十分踏まえた上で、保険料や利用料の軽減策について、国の責任において十分な財政措置を講じること。
- 6 介護予防・日常生活支援総合事業の実施については、予防給付のうち訪問介護・通所介護の地域支援事業への移行に伴い、地域格差が生じることがないように、市町村が地域の実情に応じて円滑に事業を実施できるよう適切な支援を行うこと。
- 7 電算システム改修をはじめとした市町村による事務処理体制構築に係る費用について、地域の実情に配慮し、十分な財政措置を講じること。
- 8 国が定める標準的な所得段階別対象者の条件のうち、基準額より所得の低い者の条件から、「世帯の課税状況」を除き、本人所得のみを対象とすること。

医療費助成制度の充実強化について

乳幼児医療費助成制度は、乳幼児の健全な発育を促進し、子育て家庭の経済的負担を軽減する重要施策として、都道府県の補助を受け、市町村事業として実施しているが、その内容は都道府県により異なっている。市町村においては、少子化が進む中で、独自に対象年齢を引き上げるなどの上乗せ助成が行われていることから、少子化対策に関する地域間格差が懸念される。制度にかかる費用については、本来の乳幼児医療費自己負担の5割、上乗せ助成部分は10割を市町村が負担しており、平成29年度からの宮城県の制度対象年齢の拡充も、各市町村が行っている上乗せ助成に比して十分なものとは言えず、依然として市町村の財政を圧迫している状況である。

また、母子・父子家庭医療費助成制度及び心身障害者医療費助成制度は、助成対象者等に対して、適切な医療提供の機会を確保するとともに経済的負担の軽減を図るものとして重要であり、欠かすことのできない制度であるため、制度の充実強化が求められている。

乳幼児医療費助成制度においては、県が中心となって県全体を調整した結果、医療機関等の窓口で自己負担額の支払いを必要としない現物給付が実施されているが、母子・父子家庭医療費助成制度及び心身障害者医療費助成制度においては、受給者が一旦自己負担額を支払い、その後、当該自己負担相当額の助成を受ける償還払いとなっており、受給者にとって負担となる場合もある。

よって、国は、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 全国一律の「子どもの医療費助成制度」の創設、健康保険の患者負担軽減措置対象年齢の拡大など、地域間格差のないよう少子化対策としての子どもの医療費への支援措置を国の責任において講じること。
- 2 国民健康保険に係る国庫負担金について、基本交付額から地方単独事業波及増額分を減額して交付する療養給付費負担金減額措置を廃止するなど、財政支援の充実を図ること。
- 3 心身障害者医療費助成制度について、新たな自己負担の導入をすることなく、扶助内容の充実強化を図ること。

放課後児童クラブの施設整備に対する財政支援について

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）については、核家族化や女性の社会進出に伴う共働き家庭の増加、さらには、国における平成 27 年度の運営指針の改定により、対象をそれまでの原則 10 歳未満から小学 6 年生までに拡大したことなどを受け、利用ニーズが高まっている。また、各自治体においては、待機児童の発生などから、放課後児童クラブの量的拡充が求められており、指導員の確保とともに実施場所の確保が課題となっている。

一方、児童館は、18 歳未満のすべての子どもを対象とし、健全な遊びを通して心身ともに健やかに育成することを目的とするものである。児童館ガイドライン（平成 23 年 3 月 31 日雇児発 0331 第 9 号。厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）における「児童館の活動内容」8 項目の中には、「放課後児童クラブの実施について」の記述がされており、放課後児童クラブの実施場所として、児童館も活用されているところである。

このような中、放課後児童クラブの実施場所の整備に係る財政措置については、児童館を整備する場合には「次世代育成支援対策施設整備交付金」の交付対象とされているが、交付基準額が低く設定されている。また、「子ども・子育て支援整備交付金」を活用する場合は、対象が放課後児童クラブ専用施設に限られており、自由来館などの児童館機能を有する放課後児童クラブ併用施設の整備は対象外とされていることから、児童館の整備には各自治体において多額の財政負担が生じている。

さらには、放課後児童クラブの実施施設として、旧幼稚園等の空き園舎を改修しようとする場合、建築基準法上、特殊建築物に該当するとして用途変更が必要となり、その改修には多額の財政負担が生じる。

よって、国は、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 児童館の整備に対する「次世代育成支援対策施設整備交付金」の交付基準額の見直しを行うなど、十分な財政措置を講じること。
- 2 児童館機能を有する放課後児童クラブ併設施設の整備なども「子ども・子育て支援整備交付金」の対象となるよう、対象範囲を拡充すること。
- 3 放課後児童クラブを実施する施設の改修について、建築基準法上の要件緩和措置を設けること。

運転免許の自主返納等に伴う高齢者の移動手段確保に係る支援について

平成 28 年に改正された道路交通法の附帯決議において、「運転免許の自主返納等の理由で自動車等を運転することができない高齢者の移動手段の確保については、地方自治体等とも連携しながら中長期的な視点も含め適切に対策を講じていくこと」とされたところである。

このような中、民間企業等による運転免許の自主返納者等に対する代替的サービスとして、タクシー運賃の割引や大手スーパーによる商品の宅配などの支援が進んでいるところである。

しかしながら、各自治体においても限られた財政状況の中、高齢者の移動手段の確保が大きな課題となっているものの、支援策が講じられない状況にある。

よって、全国的に高齢者ドライバーによる事故が多発しており、また、今後ますます高齢者の増加が予測される中、早急に対策を講じる必要があることから、国において地域の実情に応じた対策を講じるとともに、地方自治体への財政支援についても特段の措置を講じるよう要望する。

学校施設の整備に係る財源の確保について

公立小中学校の施設整備につきましては、老朽化した校舎の長寿命化や児童生徒が安心して学校生活を送るための教育環境の改善など、様々な課題への対応が求められている。特に、昨今、記録的な猛暑が続き、児童生徒の熱中症予防や学習効果の向上を図るためには、学校施設への空調設備設置を早急に進めることが求められている。

そのような中、国では、平成 25 年度に国庫補助事業の改善として「長寿命化改良事業」を創設し、平成 30 年度第 1 次補正予算においては、「ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金」を設けたところである。

しかしながら、近年、国の公立学校施設の改修・整備に係る交付金は大幅に減少しており、多くの自治体で事業採択が見送られている状況にある。また、空調設備設置等に係る交付金については、今回の補正予算限りの特例的な財政支援であり、設置後の維持管理経費等の負担が多大になることが見込まれる。

多額の経費を要する学校施設の整備を自治体単独で継続的に実施していくことは困難であり、国の財政支援は必要不可欠である。

よって、国は、児童生徒の安全確保及び学習環境の改善のため、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 学校施設の整備に係る必要な財源を確保し、確実な財政措置を講じること。
- 2 学校施設の整備に係る国庫負担金・交付金の算定基準単価が実勢の建築単価と大きく乖離していることから、実勢価格に見合った算定基準単価へ見直しを図ること。
- 3 空調設備設置においては、普通教室、特別教室以外の管理諸室等への整備が可能となるよう十分な財政措置を講じるとともに、財政負担の平準化及び整備期間の短縮を可能とするリースを活用した整備についても財政措置を講じること。
- 4 空調設備設置後のランニングコストや、今後も必要となる設備の更新等についても、必要な財政措置を講じること。

学校のICT環境整備に係る財政措置について

令和2年4月から全面実施される新学習指導要領では「情報活用能力」が言語能力、問題発見・解決能力等と同様に「学習の基礎となる資質・能力」と位置づけられている。

このような状況を踏まえて、文部科学省は、平成29年12月に「平成30年度以降の学校におけるICT環境の整備方針」を取りまとめ、向こう5か年の教育のICT化に向けた環境整備計画を策定しており、必要な経費については、地方財政措置(普通交付税)を講じるとしている。

よって、国は、地方財政措置が講じられている小中学校のICT環境整備について、目標達成に向けた整備を加速化するため、新たな補助制度を創設するよう要望する。

学校教育指導体制の充実について

学校を取り巻く環境は、いじめ・不登校問題をはじめ、特別な支援を必要とする児童生徒の増加など複雑・困難な状況にある。また、社会のグローバル化への対応力を養うICT教育や英語教育の充実も求められている。

令和2年4月から全面実施される新学習指導要領においては、「主体的・対話的で深い学び」などの学び方を通して、「（生きて働く）知識・技能」「（未知の状況にも対応できる）思考力・判断力・表現力等」「（学びを人生や社会に生かそうとする）学びに向かう力・人間性等」を育むことが求められ、学習の基盤となる資質・能力として、言語能力や情報活用能力の習得が重要となる。

このような状況において、学校現場では担当教員が一人で授業を行いながら、特に配慮を要する児童生徒等への対応も求められており、きめ細かな学習指導を行うには限界がある。

そのため、各自治体では、小学校の外国語活動の授業をサポートする語学指導支援員や特に配慮を要する園児・児童生徒への学習活動の支援を行う教育支援員を各学校に配置し、学習指導体制の充実に努めているところであるが、その経費も年々増加傾向にあり、厳しい財政状況において十分な対応が困難となっている。

学校による格差を生じさせず、児童生徒等の発達段階を考慮しながら基礎・基本の学習内容を適切に理解、習得できる教育の推進は義務教育の責務である。

よって、国は、学校教育指導体制の充実を図るための財政支援の拡充、加配教員の増員及び専科教員配置など、特段の措置を講じるよう要望する。

特別支援教育の充実について

小・中学校の特別支援学級においては、在籍児童生徒の増加や障害の重複化、多様化に伴い、個別の教育的ニーズに応じた適切な対応と人的配置が課題となっている。加えて、通常の学級における発達障害児の増加に伴い、通級指導教室や特別支援教育支援員の必要性も増しているが、国の財政措置（地方交付税）による人員の配置は、自治体の財政状況により異なり、自治体によっては十分な配置が図られていない現状にある。

また、特別な教育的支援を必要とする児童生徒のための医療・福祉との連携や保護者支援等、連絡・調整を担う特別支援教育コーディネーターの存在は大きい。特に近年、早期発達支援の充実が求められており、「幼保小連携」のパイプ役となる小学校におけるコーディネーターの役割の重要性が増している。

国においては、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムを構築していく方向性が示されており、その実現のためにも教員が児童生徒一人ひとりにきめ細かな指導と支援を行う上で、更なる教育環境の向上が求められている。

よって、国は、特別支援教育を巡る上記のような状況を踏まえ、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 小・中学校の特別支援学級における学級編制基準の見直しを行うこと。
- 2 特別支援教育支援員について、国庫補助制度の創設や国又は県による人的配置を検討すること。
- 3 小・中学校における特別支援教育コーディネーターの専任配置を進めること。
- 4 小・中学校に通級指導教室を設置できるよう、通級指導に係る基礎定数の改善を図ること。

農林水産業におけるTPP対策について

TPP協定については、これまで12か国により発効に向けた交渉が進められてきた。しかし、平成29年1月に米国がTPP協定を離脱したことを受けて、米国以外の11か国の協定の早期発効を目指した協議が行われ、平成30年3月に11か国による「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（TPP11協定）」が署名された。

それに伴い国では、TPP協定の関連法案の一部改正など国内手続を進め、平成30年7月6日にTPP11協定の寄託国であるニュージーランドに、国内手続の完了した旨の通報を行った。

また、平成30年10月31日、豪州が国内手続を完了した旨を通報し、TPP11協定署名国のうち6か国が国内手続を完了したことから、60日で効力を生ずることになり、TPP11協定は平成30年12月30日に発効となった。

このような状況において、食料の安定的な供給に貢献してきた本県の農林水産業は、TPP11協定等の発効に伴い、国際的な厳しい競争に直面することとなり、多くの農林水産業者は継続的な経営に対し大きな不安を抱えており、先行きに対する懸念も増大している。

よって、国は、TPP11協定等の発効が地方経済の再生や農林水産業の成長産業化へ直結するものとなるよう、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 政策大綱に記載されている国際的競争力の強化、経営力強化や収益拡大に向け、生産現場の意見を取り入れた総合的な国内対策について、十分な予算を確保し、農林水産業の成長産業化を着実に進めること。
- 2 地域経済や国民生活全般に与える影響について、継続して把握・分析を行うとともに、長期的な担い手の育成や生産基盤の整備など、施策の一層の充実強化を図り、地域の農林水産業が持続的に維持及び発展できるよう万全の対策を講じること。
- 3 畜産部門のTPP対策として挙げられる畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（通称：畜産クラスター事業）について、事務の簡素化、年間スケジュールの提示を図るとともに、畜舎等の建設に伴う地盤改良を新たに補助対象に加えるなど、関税の引き下げで輸入品と競合が懸念される畜産業への不安が十分に払拭され、生産者が実施しやすい制度に改善すること。

強い農業づくりに向けた予算確保について

宮城県は、全国有数の米作地帯として栄え、「ササニシキ」、「ひとめぼれ」発祥の地として良質米の生産に努めている。ほ場整備事業実施地域においては、農事組合法人等が設立され、農地集積が進み地域農業の活性化が図られるとともに、大豆栽培が可能な汎用化水田の整備によって国内第2位の大豆作付面積を有している。

また、平成29年には「大崎耕土」の伝統的水管理システムが評価され、大崎地域が世界農業遺産に認定されたが、世界に誇る水田農業を未来につなげられるための整備等が必要となっている。

しかしながら、平成22年度から農業農村整備関係予算が大幅に削減されたことによって計画的な事業執行ができなかった影響を受け、事業実施地区の多くで工期が10年を超えるなど、事業が長期化している状況にある。

今後、強くて豊かな農業を実現していくためには、農業の体質強化を図ることが不可欠であり、農地中間管理事業との連携を密にしつつ、農地の基盤整備を契機として農地集積し農業経営体の育成などに努めていくため、国は、強い農業づくりの基盤となる農地整備事業の安定的・計画的な実施に必要な予算を確保するよう要望する。

水産物の輸入規制措置の解除について

東日本大震災は、東京電力福島第一原子力発電所の事故を誘発し、施設から海洋に流出した汚染水の影響により、日本産水産物が放射性物質により汚染されているとの懸念から、海外において輸入規制措置が講じられてきたところである。

被災自治体では、放射性物質基準を遵守し、基準を超える水産物が市場に流通することがないよう放射性物質検査を実施するなど万全の対策を講じるとともに、風評被害対策に取り組んできている。

震災から8年余が経過し、この間、海外における日本産水産物の輸入規制措置は徐々に緩和されてきたものの、韓国、中国、ロシアなど一部の国及び地域においては科学的根拠が乏しいまま、未だに日本産水産物の輸入規制措置が実施されているところである。

政府主導により、農林水産物の輸出拡大について積極的な推進に取り組んでいるが、このまま海外における日本産水産物の輸入規制措置が続けば、特に、水産業が盛んな被災地における漁業者及び水産加工業者の復興の足かせになるものと大変危惧しているところである。

現に、宮城県においては、震災前には国内生産量の8割以上を占め、その約7割に当たる韓国へ輸出されていた養殖ホヤが輸入規制措置の影響を受け輸出できなかつたため宮城県漁業協同組合では、平成30年度、生産計画の観点から、約400トンを処分したところである。

同組合では、国内外の販路開拓に取り組んでいるが、販路の十分な回復には至っておらず、養殖漁業の存続も懸念されている。

よって、国は、我が国水産物の安全性にかかる信頼の回復と国内漁業者の復興を成し遂げるため、明確な科学的根拠のないままに一部の国及び地域で行われている日本産水産物の輸入規制措置の解除を早急に実現するよう要望する。

水産都市における諸課題への対応について

四方を海に囲まれた我が国において、水産物の安定供給を図ることは、健康で充実した国民生活を維持するとともに、食料自給率の向上を図る上からも極めて重要な課題であり、主要水産都市は、水産業の振興に積極的に取り組んできたところである。

このような中、水産業を取り巻く状況は、資源の悪化による漁獲量の減少、漁業従事者の高齢化、担い手不足など国内外の諸要因に大きく影響され、一段と厳しい状況にあり、早急な対応が必要である。

全国の水産都市においては、少子高齢化、人口減少社会の進行により、生産年齢人口が減少し、慢性的な労働力不足となっており、とりわけ漁船乗組員の新規就業者の確保と離職率の抑制が課題となっている。

水産加工品の原材料についても、その多くを海外からの輸入に頼っているが、世界的な需要増により価格相場が高騰している。加えて、円安の影響を受けた場合、原材料調達が困難になり経営難に陥ることとなる。

また、このような中で、東日本大震災で被災した水産加工業者が自社施設の復旧のために受けた融資の措置期間終了による返済が水産加工業者の経営に大きな影響を与えている。

東日本大震災により災害から命を守るための多くの教訓を得たが、魚市場に上場、存置された魚介類への補償制度がないことから、津波による避難勧告・指示発令時において、魚市場関係者が迅速な避難行動をとる妨げになっている。

我が国における漁業生産が長期連続的に減少する中、産地魚市場の経営は厳しさを増している。加えて近年は食の安全・安心が求められ、また、国を挙げて農林水産物の輸出を推進している中、産地魚市場においては、一層の高度衛生管理への対応が求められている。これらの条件が卸売機関の経営圧迫の要因となっており、その経営安定のための支援が必要となっている。

よって、国は、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 遠洋・沖合漁業に従事する漁船乗組員の福利厚生及び新規就業者の確保に資するよう、低廉な定額料金による海上高速通信サービスの更なる高度化・普及に努めること。
- 2 世界的な水産物需要の増大により、加工用原料の確保が困難になっていることから、原料価格の高騰等により利益率が低下する場合に融資を受けやすくなるよう認定条件を見直すなど融資制度の充実を図ること。

- 3 水産資源の減少や販路回復の遅れなどにより、水産加工業者の本格的復興に予想以上の時間を要している中で、施設復旧のために受けた既存融資制度における返済猶予期間が終了することから、当該期間の延長等実情に沿った支援策を講じること。
- 4 津波による避難勧告・指示発令時並びに津波襲来時において、関係者が安心して避難行動をとることができるよう、魚市場に上場、存置された魚介類の滅失、損傷、価値低下等に対する救済措置の創設を図ること。
- 5 産地魚市場が連続的な取扱数量・金額の減少の中で、マーケットが求める高度衛生管理を目指す卸売機関の経営安定のため、市場の維持管理を担う自治体に対して財政支援を行い使用料の削減を図るとともに、卸売機関に対しても新たな補助制度による支援を行うなど必要な措置を講じること。

航空機燃料譲与税の交付額の拡充について

平成 25 年 7 月に民活空港運営法が施行され、平成 28 年 7 月に仙台空港において空港運営の民営化が実現した。これに伴い、民間の資金や経営能力を用いた滑走路及び空港ビルの一体的運営により、効率と収益性を高め、原則一律とされた着陸料も低廉化が図られるほか、就航路線の拡大、さらには東北全域の地域活性化が期待されるなど、官民を挙げた一層の利用促進策がとられることとなっている。

他方、空港が所在する自治体では、従前から空港周辺地域における航空機の騒音防止等の環境対策に努めてきたところだが、今般の仙台空港民営化による就航便数の増便などの空港の活性化が、空港所在自治体に対し、これまで以上に環境対策上の負担を強いることが懸念される。

よって、国は、空港所在自治体が、空港周辺地域における環境対策を十分に講じることができるよう、その貴重な財源となる航空機燃料譲与税交付額の拡充に向けた見直しを行うよう要望する。

県内基幹交通網の整備について

国道4号は、東日本大震災時、東北縦貫自動車道やJR東北本線・東北新幹線が不通となる中、首都圏への唯一の幹線道路として大きな役割を果たしたが、工業団地への企業進出等による交通渋滞はもとより、冬季期間にあっては降雪等に起因する東北縦貫自動車道の度重なる通行止めによる渋滞が生じており、当該路線の慢性的な渋滞が企業活動の阻害となっている。

また、道路法の改正が行われ、平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため重要物流道路を指定することとされた。

東日本大震災において緊急輸送路として重要な役割を果たした国道47号は山形県境付近において道路未改良区間が存在しており、防災機能を高めた整備が求められている。

国道108号は、既に事業着手し一部完成供用されている新庄酒田道路と接続することにより、災害時における緊急避難路や救援・救護道路の役割を担い、沿線地域に住む者にとっての「命の道」として広域的な防災機能を持つ重要な路線であるとともに、太平洋側の三陸復興国立公園と日本海側の最上川等の観光地を連絡することによる新たな広域観光圏の形成、さらに石巻港と酒田港が連結することによる物流ネットワークの形成等、地域活性化へ大きく寄与する路線であり、早期の実現が求められている。

いずれの路線の整備も東北地方の復興に大きな役割を果たすことはもとより、平常時・災害時を問わず安定的な輸送の確保が必要な路線であり、地域経済の発展や災害時における緊急避難路や救援・救護道路の役割を担うことから事業の早期完成が強く求められているところである。

よって、国は、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 国道4号の4車線拡幅の未事業区間（白石地区・荒谷地区）については早期の事業化を図るとともに、事業区間（大衡道路拡幅事業・築館バイパス事業）については早期供用を図ること。
- 2 緊急輸送路である国道47号の道路改良について、防災機能を高めた安全で安心な道路網の整備として通常予算の別枠で実施すること。
- 3 現在整備が進められている国道108号古川東バイパスについて、着実に事業を推進すること。
- 4 被災地の産業の再生と観光振興を支援する路線として、国道108号石巻河南道路を着実に新規事業化されるよう、調査・検討を推進すること。

- 5 東日本大震災により壊滅的な打撃を受けた三陸沿岸地域の復興と今後の防災対策として、また、東北中央部における太平洋、日本海地域を結ぶ地域発展には欠かすことのできない東西交通軸としての機能を確立するため、地域高規格道路「石巻新庄道路」の早期実現を図ること。
- 6 重要物流道路の指定は、ネットワークの見直しを含め、自治体の意見を聞きながら検討すること。また、指定された道路については、機能強化・重点支援を実施すること。そのためにも対象となる事業は個別補助事業により重点的に支援すること。

みやぎ県北高速幹線道路の早期整備について

みやぎ県北高速幹線道路は、高速道路体系の縦軸となる東北縦貫自動車道と三陸縦貫自動車道を横軸として結ぶ地域高規格道路で、県北内陸部の登米・栗原圏域と三陸沿岸部の気仙沼・本吉圏域の地方中心都市相互の連携を強化し、産業・観光の活性化、物流の効率化、さらには、高次救急医療のアクセス道路としてなど、暮らしと命を守る重要な道路であり、地域の発展の基盤となる社会資本である。加えて富県宮城を実現する道づくりにおいて核を担う道路でもあることから、早期整備が熱望されている。

また、東日本大震災においては、沿岸部と内陸部を結ぶ東西軸が広域的な復興支援に大きく寄与したことなどから、本路線が被災地の早期復興を支援する「復興支援道路」として位置づけられたこともあり、その重要性はますます大きくなっている。

現在、Ⅲ期区間（佐沼工区）、Ⅳ期区間（築館工区）の2区間については、復興財源により加速度的に重点的な整備が行われているが、通常事業として連結許可された、みやぎ県北高速幹線道路と東北縦貫自動車道を結ぶ、(仮称)栗原インターチェンジについては、平成30年度に事業着手したものの、一日も早い事業完了に向けた取組が重要となっている。

加えて、Ⅰ期区間とⅢ期区間を繋ぐⅤ期区間については、いまだ事業化されておらず、三陸縦貫道との相互乗り入れにおいては計画も示されていない現状となっている。特にⅤ期区間（北方バイパス区間）の整備は、県北地域の高速幹線道路体系のミッシングリンク解消のために必要不可欠であり、道路利用者の利便性向上、時間的短縮が図られ、県北地域の高速道路体系の更なる向上が見込まれる。

みやぎ県北高速幹線道路の全区間が高規格道路として整備されることは、宮城県北地域と岩手県南地域を視野に入れた広域的な連携に加えて、被災沿岸部の観光や産業振興にも大きく寄与する。

よって、国は、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 東北地域の高速道路体系のさらなる向上のため、東北縦貫自動車道との相互乗り入れをする(仮称)栗原インターチェンジの早期整備を図ること。
- 2 県北地域の高速交通体系におけるミッシングリンクの解消に向け、Ⅴ期区間（北方バイパス区間）の整備について早期事業化を図ること。
- 3 「復興支援道路」としての早期効果が図られるよう、現在整備が進められている事業区間に対して重点的な予算配分を図ること。

三陸沿岸部の道路交通網の整備について

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、東日本一帯に想像を絶する壊滅的な被害をもたらし、その状況は筆舌に尽くしがたいものとなった。

今回の大震災では、三陸地域の基幹道路である国道 45 号は各地で寸断されたものの、三陸沿岸道路の供用区間においては損傷がほとんど無く、津波襲来時の避難道路やその後の緊急物資の輸送道路として極めて有効に機能し、まさに「命の道」であることが明確になった。

三陸沿岸道路については、平成 30 年 3 月 25 日には本市では震災後初めてとなる大谷海岸 IC～気仙沼中央 IC 区間が、本年 2 月 16 日には歌津北 IC～小泉海岸 IC 及び本吉津谷 IC～大谷海岸 IC が開通したことから、実質的に高速道路が首都圏に直結することにより、物流の効率化や交流圏域の拡大等が期待され、本地域の復興を後押しするものである。

また、内陸部から三陸地区へアクセスする「くしの歯形」の救援ルートが被災地への救急活動や救援物資の輸送道路として有効に機能し、国道 284 号は、まさに「命を守る道路」と強く認識したところである。

よって、国は、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 開通見通し未公表区間となっている区間の「開通見通しの早期公表」と「整備促進」を図り、併せて三陸沿岸道路全体の平成 32 年度までの開通を成し遂げること。
- 2 災害時等における緊急輸送や代替機能確保を図り、沿線及び三陸沿岸地域の産業振興及び交流圏の拡大のため、国道 284 号の高規格化の早期実現を図ること。

仙台北部道路の整備促進について

仙台北部道路は、東北縦貫自動車道と三陸縦貫自動車道を結び、仙台東部道路及び仙台南部道路と一体となって仙台都市圏における自動車専用道路環状ネットワークを形成する高規格幹線道路で、仙台北部中核工業団地と仙台港及び仙台空港を有機的に結び、地域の発展と産業の振興を図るためにも重要な道路である。

平成 25 年 12 月の富谷インターチェンジ開通（国道 4 号接続）、平成 27 年 3 月の常磐自動車道開通により、仙台都市圏高速環状ネットワークとの連携が強化され、利便性と定時性に優れた道路環境が形成されている。

しかしながら、富谷インターチェンジ付近の高屋敷地区工業用地において、企業の立地が進み、県内外から数多くの方々が往来し、周辺道路の交通混雑が助長され、一般車両の通行はもとより、緊急車両の通行への影響等に対し、強い懸念を抱いている。また、今後とも近隣の工業用地を含め、具体的な企業立地が見込まれていることから、円滑な物流環境を確保する必要がある。

このように、企業立地に伴う従業員の通勤車両や物資運搬に係る大型車両等による交通量増加と国道 4 号等幹線道路の渋滞緩和及び東北縦貫自動車道を利用する方々の利便性、双方の観点からも仙台北部道路の 4 車線化及び富谷ジャンクションのフルジャンクション化は、益々重要となる。

よって、国は、整備効果の重要性を十分認識するとともに、仙台北部道路の経済・環境・防災機能をさらに強化するため、重要物流道路として確実に指定し、仙台北部道路の 4 車線化及び富谷ジャンクションのフルジャンクション化に向けて、必要な予算を確保するよう要望する。

仙台空港と東北縦貫自動車道を結ぶ緊急輸送路の整備について

仙台空港は東北の空の玄関口であり、東北における高速交通体系の中樞をなす施設であるが、東日本大震災による津波により長期にわたり使用不能となった。これを山形空港が機能補完し、宮城県内への人・支援物資等の供給が図られたところである。

このようなことから、大規模災害等により、日本海側が被災した場合、仙台空港が拠点となり、大きな役割を果たすことが想定され、仙台空港と日本海側を結ぶ緊急輸送路の整備が不可欠と考える。

また、今回のような未曾有の大災害に備え、仙台都市圏内の広域環状機能の道路整備も相互支援、連携等の面から極めて有効であり、この機能と仙台空港を連携させることも大変有益であると考ええる。

さらに、他地域での災害時には、東北の太平洋側の輸送の要である仙台空港が東北縦貫自動車道と直結することで、迅速な緊急支援物資の輸送拠点となることが期待される。

よって、国は、道路着工基準の見直し方針等を踏まえ、仙台空港と東北縦貫自動車道を結ぶ緊急輸送道路の整備を国の直轄事業として早急に取り組むよう要望する。

白石・角田・山元間の広域的な幹線道路の整備促進について

東北縦貫自動車道及び国道4号は宮城県内の産業・経済・文化の発展と福祉の向上に大きく寄与する重要な路線である。これらの重要路線が地震等の災害により遮断された場合の対応策として、東北縦貫自動車道及び国道4号と常磐自動車道及び国道6号を連結する広域道路（交流促進型）を地域高規格道路として整備することが求められている。

よって、国は、広域的な横断道路として、白石・角田・山元間の東北縦貫自動車道及び国道4号と常磐自動車道及び国道6号を連結する地域高規格道路を指定し整備することを要望する。

国道 349 号の整備促進について

国道 349 号は、茨城県水戸市を起点とし、柴田町槻木地内に至る延長約 260km（宮城県管理延長 24.9km）の幹線道路である。福島県と宮城県との社会交流を支え、地域の連携を促すネットワークとして、また、災害時の東北縦貫自動車道や国道 4 号の代替道路としても重要な役割を担っている。

本路線は、仙台方面と角田市を結ぶ最重要路線であるが、主要地方道白石柴田線との接続部分は本路線が従道路となっていることから朝夕の渋滞を引き起こしている。これを解消するため、主要地方道白石柴田線との接続部分について、本路線を主道路とする改良が必要である。また、本路線の角田市江尻地内から柴田町下名生地内において、阿武隈川左岸堤防兼用道路となっているため、家屋連担等の兼ね合いから道路拡幅に困難を極め、屈曲部が多く両側にガードレールが設置されている箇所もあることから、近年の交通量の増加、特に大型車輛の増加により、歩道未整備区間での歩行者・自転車通行が危険な状況にある。

よって、国は、福島県境までの道路拡幅整備を、県管理から国による直轄権限代行事業として、早期の整備促進を図るよう要望する。

国道4号・6号交差点改良整備促進について

国道4号と6号が合流する岩沼市藤浪地区の交差点の通行形態は、国道4号を北上する車両の6号への右折ができないため、生活道路である市道の通行を余儀なくされ、騒音・振動や歩行者等の通行が危険に晒されるなど住民の生活環境が著しく悪化しているほか、交差点付近では慢性的な渋滞が生じている。

よって、国は、当該交差点の改良について、用地買収等に係る詳細な調査測量を実施し、用地買収に着手しているが、今後とも事業の進捗に合わせた情報の提供をするとともに、一日も早く完成するよう要望する。

自転車利用環境の整備に係る補助制度の創設等について

身近な交通手段である自転車は、環境への負荷が低く、災害時において機動的であり、また、自動車依存の低減により、健康増進・交通混雑の緩和等の効果が見込まれており、その活用の推進に関する施策の充実を図ることを基本理念とした「自転車活用推進法」が平成 29 年 5 月 1 日に施行されたところである。

一方、自転車の活用推進にあたっては、交通安全の確保を図りつつ行われなければならないとされており、今後、市町村においては、国の定めた「安心して快適な自転車利用環境創出ガイドライン」等に沿った形で自転車専用道路等を整備し、自転車の活用推進策を講じていくこととなる。

しかしながら、その整備には、費用の面で多大な負担がかかることとなるが、現在の社会資本整備総合交付金等の中では、他の道路改良事業と比べ、事業の必要性を説明することが難しく、実施計画に入れることが非常に困難な状況である。

よって、国は、自転車利用環境整備に係る補助制度を創設の上、予算を社会資本整備総合交付金等とは別枠で十分に確保するとともに、ガイドラインに基づき自転車ネットワーク計画を策定した団体に対し優先的な配分を行うよう要望する。

仙台塩釜港（石巻港区）の早期復興・整備促進について

東北唯一の国際拠点港湾として統合した仙台塩釜港（石巻港区）は、東北地方における紙・パルプ、木材、飼料等の生産、供給拠点であり、宮城県のみならず東北地方の産業振興に大きく寄与しているとともに、石巻圏域の雇用を支える重要な基幹産業が集積しており、地域の復興の要となっている。

震災以降、石巻地域をはじめとした本県沿岸部の人口減少は著しく、特に若者の首都圏及び仙台圏への流出が大きな課題となっている。若者の流出抑制には、雇用の安定した維持・確保が必要であり、地域経済の拠点である石巻港区に立地する企業各社が競争力を強化し、更なる成長を果たしていくためには、港湾機能の一層の強化が必要不可欠である。

また、近年は大型クルーズ船の入港が増え、港湾利用の新たな可能性も広がりつつある。

さらには、この度の震災を教訓とし、全ての方々が安心して港を利用するための環境整備のほか、有事の際には、防災拠点としての機能も併せ持つ「災害に強いみなとづくり」の実現が重要となっている。

よって、国は、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 仙台塩釜港（石巻港区）と企業各社の早期復興のため、港湾の整備に必要な予算を確保すること。
- 2 既設防潮堤などの復旧工事の早期完了とともに、新設防潮堤を早期に整備すること。
- 3 整備中の南防波堤の早期完成に向け整備を推進すること。
- 4 船舶の大型化への対応や港湾背後地への企業立地の促進を図るため、雲雀野南地区における水深 14 メートル岸壁の整備を推進すること。
- 5 大規模災害時の海上輸送及び産業活動の維持を目的とした耐震強化岸壁を雲雀野北地区に整備すること。
- 6 大型外航クルーズ船の受入れに係る支援体制を強化すること。

一級河川迫川流域に係る総合的な治水対策事業等の実現について

治水は、市民の生命、財産を守る上で最も重要な施策であり、安全・安心な地域づくりに欠くことができない。

迫川流域の治水対策は、昭和7年に着手し、長沼ダム整備事業を基幹として着実に整備が進められているものの、平成14年7月の台風6号の集中豪雨では、二迫川は堤防決壊、迫川は堤防越流するなど、周辺家屋や農地への洪水被害は甚大であった。

また、平成21年10月、台風18号による集中豪雨や平成25年7月の集中豪雨によって、照越川の堤防が決壊し、大きな被害が発生している。

さらには、平成27年9月関東・東北豪雨により、住家の浸水や土木・農業施設、農作物などに甚大な被害が発生し、住民の生活及び事業者の活動にも多大な影響を及ぼした。

よって、国は、今後さらに発生する集中豪雨などの自然災害に対処するため、長沼ダムが供用を開始し、その機能が十分発揮されたことを受け、その上流域全般の河川を「迫川圏域河川整備計画」の重点区域に位置づけ、計画を前倒しして実施するよう要望する。

水道事業に対する財政支援の拡充等について

安全で良質な水道水の確保や災害時の給水確保等、水道に対する市民の要求は高まる一方で、水道管の老朽化が進み、計画的な更新を行うにも巨額な資金が必要となることから水道管の更新が進まない状況にある。国庫補助については、管種に係る補助採択基準があり、更新事業の遅延につながっている。

よって、国は、水道事業に対する国庫補助事業について、現在補助対象となっていない配水支管を対象とするよう要望する。

下水道施設の改築に対する国費負担の継続について

平成 29 年度の財政制度等審議会において、下水道事業については受益者負担徹底の観点から、国による支援は未普及の解消及び雨水対策へ重点化するとの方針が示された。

下水道事業は汚水の排除による公衆衛生の確保、汚水の浄化による公共用水域の水質保全など、公共的役割が極めて大きな事業であり、その国費負担は地方財政法で国が義務的に支出する負担金として整理されるとともに、下水道法では施設の設置に加え改築も国庫補助の対象としている。

これまで各下水道事業者においては、効率的な事業運営に向けて様々な経営努力を重ねてきたところであるが、現行の国庫補助制度を前提として運営してきたことから、下水道施設の改築への国費負担が無くなり、施設の改築が進められなくなった場合、道路陥没や下水処理の機能停止など、市民生活に重大な影響が及ぶおそれがある。

よって、国は、市民生活や社会経済活動を守り、安定的に公衆衛生や公共用水域の水質を保全するために、下水道施設の改築への国費負担を継続するよう要望する。

下水道事業高資本費対策の対象要件の見直しについて

下水道事業は、先行して多額の建設費を投じ、これを使用料で回収する事業スキームとなっているとともに、建設期間が長期にわたる事業である。このため、地形及び地質条件等により建設費が割高になると、経営に大きな影響を与えるため、資本費負担を軽減することを目的として、一定要件を満たした場合に資本費の一部が交付税措置されている。

この高資本費対策の対象事業は、供用開始後 30 年未満の下水道事業とされており、供用開始後、大規模な住宅開発等により数回にわたり処理区域を拡大するなどの整備を行っている場合でも、30 年目以降は高資本費対策の対象とはならない。一方、類似の制度として、上水道の高料金対策に要する経費の繰出基準があるが、供用開始後の経過年数にかかる制限はない。

また、平成 27 年 9 月に、国の「下水道財政のあり方研究会」では、供用開始後 30 年未満の事業を対象とする要件については、他の要件を一層合理的なものとするよう検討を行いつつ、廃止を含め、見直しを検討すべきであると提言している。

よって、国は、地方自治体の下水道事業経営の健全性を確保し、下水道使用者の多大な負担を軽減すべく、供用開始後経過年数の制限を早期に撤廃するよう要望する。

危険ブロック塀等の撤去に向けた関係予算の拡充について

平成 30 年 6 月 18 日の大阪府北部地震によるブロック塀倒壊事故を受けて、各自治体では、公共施設等に設置されているブロック塀の緊急点検を実施し、撤去工事を行うなど、市民の安全確保に取り組んでいるところである。

しかしながら、民有地におけるブロック塀等に関しては、国土交通省所管の防災・安全交付金の中で一部活用されているが、所有者が負担する費用が大きいなどの理由から、危険ブロック塀等の撤去が進まない状況にある。

これらの事業の推進を図るためには、個人の負担を軽減することが重要であることから、国や県における補助金の拡充や財政的な支援が必要不可欠である。

よって、国は、ブロック塀所有者の負担軽減を図るため、国庫補助率の引上げと関係予算の拡充並びに継続的な財政措置を講ずるよう要望する。

